

第 102 号議案

豊後大野市体育施設条例の一部改正について

豊後大野市体育施設条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 2 年 11 月 30 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

施設の効率的な運用を図るため、大野公民館の体育室及び図工室を体育施設に変更したので、この案を提出するものである。

豊後大野市体育施設条例の一部を改正する条例

豊後大野市体育施設条例（平成 17 年豊後大野市条例第 122 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 大野総合運動公園の項の次に次のように加える。

大野武道場	豊後大野市大野町田中276番地2
大野体育館	豊後大野市大野町田中276番地2

別表第 2 大野総合運動公園の項の次に次のように加える。

大野武道場	武道場
大野体育館	体育館

別表第 3(5)の表を次のように改める。

(5) 大野町の区域

施設の名称		利用単位等		使用料	
				市民	市外
大野 総合 運動 公園	多目的グラウンド	1時間	半面	330円	990円
			全面	660円	1,980円
	多目的グラウンド照明施設	1時間	半面	1,100円	2,200円
			全面	2,200円	4,400円
	多目的グラウンド放送設備	1回		220円	660円
	野球場	1時間		440円	1,320円
	野球場照明施設	1時間		2,750円	5,500円
	野球場放送設備	1回		220円	660円
	ゲートボール場	1時間	1面	110円	330円
	テニスコート	1時間	1面	330円	990円
	テニスコート照明施設	1時間	1面	330円	660円
	公園 管理 棟	会議室	1時間		110円
シャワー		1回		60円	60円
大野武道場		1時間		110円	330円
大野体育館		1時間	半面	280円	820円
			全面	550円	1,650円

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の豊後大野市体育施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用の許可に係る使用料について適用し、同日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。